

胆江地区衛生センターに廃棄物を搬入する皆様へ

奥州金ケ崎行政事務組合一般廃棄物処理施設設置条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、事業者が胆江地区衛生センター（以下「衛生センター」という。）に廃棄物を搬入しようとする場合は、奥州金ケ崎行政事務組合管理者の許可を受けるために、衛生センター使用（変更）許可申請書（以下「申請書」という。）を提出する必要があります。

現在の許可証は令和4年3月31日をもって許可期限が満了となりますので、引き続き廃棄物を搬入しようとする事業者の方は、下表の提出書類等を整え、**令和4年3月17日（木）まで**に奥州金ケ崎行政事務組合に申請書を提出してください。内容を審査した後、修正等が無ければ令和4年4月1日付けの許可証を交付します。

なお、許可証の交付を受けた者であっても、この条例及び規則に違反した場合は、当該許可を取消し、その効力を停止し、又は搬入の中止、現状の回復若しくは衛生センターからの退去を命ずることがありますので十分注意してください。

また、許可証の交付後に記載内容の変更が生じた場合は、再度申請書を提出する必要がありますので、ご留意願います。

【 提出書類等一覧 】

	提出書類等	備考
①	衛生センター使用（変更）許可申請書	全員が提出 裏面記載方法を確認の上記入
②	ごみ減量化計画	全員が提出
③	許可証返送用封筒（長3サイズ、 84円分の切手同封 、返送先の住所を記入すること）	許可証の郵送を希望する場合のみ提出
④	奥州市・金ケ崎町の一般廃棄物収集運搬許可証の写し	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている場合のみ提出
⑤	使用車両の車検証の写し（有効期限切れ注意）	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている場合のみ提出
⑥	使用車両の登録番号（ナンバー）がわかる状態の写真	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている場合のみ提出

※ ①、②は、計量窓口で配布しているほか、ホームページからのダウンロードも可能です。

[奥州金ケ崎行政事務組合HP → <https://ok-gyousei.jp/>]

※ 令和4年3月17日以降も申請書の受付はいたしますが、順次の審査になるため、予定する搬入日に許可証が間に合わない場合があります。令和4年度も引き続きごみの搬入を予定する事業者の方は、できる限り3月17日までに提出いただくようお願いいたします。

衛生センター使用（変更）許可申請書の記載の仕方について

1 この衛生センター使用許可（変更）申請書（以下「申請書」という。）に、必要事項を記入のうえ、奥州金ケ崎行政事務組合に提出してください。申請書等の様式は奥州金ケ崎行政事務組合のホームページからダウンロードも可能です。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条に規定する廃棄物の処理を業とする者は、申請書には法に基づく許可証の写しを添付してください。

3 記載上の注意事項

申請者は、会社等にあつては社名（商店名）及び代表者名を、個人にあつてはその氏名を記入し、押印してください。

各欄の記載の仕方については、次のとおりです。

- (1) 「1 事業所名」は、廃棄物を搬入する事業所名を記載すること。
- (2) 「2 搬入責任者」は、直接搬入に携わる者のうちから、その責任者の氏名を記載すること。
- (3) 「3 業種」は、できるだけ内容を詳しく記載すること。
- (4) 「4 廃棄物の種類」は、該当する廃棄物の種類の区分番号にマルで囲むこととし、(③ごみ) とする場合は、主たる内容物について詳しく記載すること。
- (5) 「5 搬入回数」は、区分で一番多く該当する箇所にその回数を記載すること。
- (6) 「6 使用期間」は、奥州金ケ崎行政事務組合が記載しますので、申請者において記入しないこと。

※許可の有効期間は、2年以内と定められています。

- (7) 「7 使用車両」は、自動車検査証を参照の上記載することとし、使用車両が多い場合は、必要に応じ別紙に記載し、添付すること。

なお、使用車両が不特定の場合は、主として使用する車両について記載するとともに「8 許可条件等」にその旨を明記すること。

また、申請者等の変更にあつても同様とする。

- (8) 「8 許可条件等」は、上記(7)の不特定車両についての明記及び申請者等の変更以外は、奥州金ケ崎行政事務組合が記載します。

(9) 記載上の不明な点がありましたら、下記に問い合せください。

奥州金ケ崎行政事務組合 施設管理課 管理係 TEL 0197-24-5821 FAX 0197-24-5823 公式ホームページ : https://ok-gyousei.jp/
--